

○ 消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成二十四年厚生労働省告示第三百七号）

第三回

(傍線の部分は改正部分)

		現	行
1	介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）	消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等	消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等
2	介護保険法（平成九年法律第百二十二号。以下「法」という。）	第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第一号に規定する居宅要支援被保険者等に対して次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等（当該事業の利用者の選定により、通常の事業の実施地域（当該事業を行う事業所が通常時に当該事業に係るサービスを提供する地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域の居宅において当該事業を行なう場合に要した交通費を対価とする資産の譲渡等又は通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して当該事業を行う場合における送迎を除く。）	第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第一号に規定する居宅要支援被保険者等に対して次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等（当該事業の利用者の選定により、通常の事業の実施地域（当該事業を行う事業所が通常時に当該事業に係るサービスを提供する地域をいう。以下この項において同じ。）以外の地域の居宅において当該事業を行なう場合に要した交通費を対価とする資産の譲渡等又は通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して当該事業を行う場合における送迎を除く。）
3	法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号生活支援事業	一 法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業	一 法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業
4	法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護支援事業	二 法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号生活支援事業	二 法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号生活支援事業
5	予防支援事業	三 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号介護支援事業	三 法第百十五条の四十五第一項第一号ハに規定する第一号介護支援事業
6	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附	四 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護支援事業	四 法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護支援事業

則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）

第一百五条の四十五第一項第一号及び第二号並びに第二項各号に掲げる事業のうち、次に掲げる事業として行われる資産の譲渡等

一 旧法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又は同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業

二 第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。）のうち要介護者（法第七条第三項に規定する要介護者をいう。）又は要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。）以外の者であつて、要介護状態等（同条第一項に規定する要介護状態又は同条第二項に規定する要支援状態（第五号において「要支援状態」という。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）となるおそれの高い状態にあると認められるもの（次号において「旧二次予防事業対象者」という。）に対して行う要介護状態等となることの予防のため必要な事業

三 栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）又は旧二次予防事業対象者（以下「旧居宅要支援被保険者等」という。）に対して配食を行う事業

四 旧居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、旧居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

五 地域の実情に応じつつ第一号及び第二号に掲げる事業と一体的に行われることにより、旧居宅要支援被保険者等について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止（次号において「介護予防」という。）及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

業のうち、次の各号に掲げる事業として行われる資産の譲渡等

一 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又は同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業

二 第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。）のうち要介護者（法第七条第三項に規定する要介護者をいう。）又は要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。）以外の者であつて、要介護状態等（同条第一項に規定する要介護状態又は同条第二項に規定する要支援状態（第五号において「要支援状態」という。）をいう。以下この号及び第五号において同じ。）となるおそれの高い状態にあると認められるもの（次号において「二次予防事業対象者」という。）に対して行う要介護状態等となることの予防のため必要な事業

三 栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）又は二次予防事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して配食を行う事業

四 居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

五 地域の実情に応じつつ第一号及び第二号に掲げる事業と一体的に行われることにより、居宅要支援被保険者等について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止（次号において「介護予防」という。）及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

六 旧居宅要支援被保険者等に對して介護予防のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前各号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

六 居宅要支援被保険者等に對して介護予防のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前各号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業